

横手市学童保育利用児童保護者の皆様へ

横手市市民福祉部子育て支援課

新型コロナウイルス感染症を原因として休所する場合の
学童保育保護者負担金の取り扱い（お知らせ）

市内での感染事例を踏まえ、標題の件について、下記のとおりお知らせいたします。

○小学校が休校または学年・学級閉鎖した場合

対応： 当該期間、保護者負担金を減免します。
手続： 不要

○休校期間以外で、児童が保健所や学校からの指示により、
学校へ登校しない場合

対応： 当該期間、保護者負担金を減免します。
手続： **電話連絡が必要**（連絡先は下記のとおり）

※保護者の自主的な判断により学童保育を利用しない場合は、減免の対象となりません（ただし、連続して30日以上休所する場合は、減免対象）。

※既にご連絡いただいている方も、保護者負担金の減免漏れを防ぐため、お手数ですが再度ご連絡くださるようお願いいたします。

【連絡期限】

1月に登校しなかった分： **2月4日（金）まで**にご連絡ください。
2月に登校しなかった分： 随時ご連絡ください。

【連絡先】

横手地域	子育て支援課	0182-32-2426
増田地域	増田市民サービス課	0182-45-5514
平鹿地域	平鹿市民サービス課	0182-24-1114
雄物川地域	雄物川市民サービス課	0182-22-2157
大森地域	大森市民サービス課	0182-26-2115
十文字地域	十文字市民サービス課	0182-42-5114
山内地域	山内市民サービス課	0182-53-2933
大雄地域	大雄市民サービス課	0182-52-3905